

社会貢献活動物品貸出規約

一般社団法人 空の下おもてなし工房

○ 目的

社会貢献活動に取り組む非営利団体が補助金等に頼らない自立した活動を長く続けられるように、またその活動に役立ててもらうため、一般社団法人空の下おもてなし工房（以下「空の下」）およびその協力団体が保有する物品の貸出を行う。

○ 貸出の相手方

- (1) 社会貢献活動に取り組む非営利団体に貸し出します。原則として個人には貸し出しません
- (2) 次の団体には貸出を行いません。
 - ・「空の下」代表が反社会的団体と判断した団体
- (3) 貸出を行う際のイベント等が次に該当すると「空の下」代表が判断した場合は貸し出しません。
 - ・営利を目的としたもの、ただし、借り受けする非営利団体が活動資金を調達する目的で参加する場合は除く。
 - ・反社会的な活動 ・政治的な活動 ・宗教的な活動

○ 貸出・借受方法

- (1) 借受の最初の連絡はメール、電話のいずれかで下の「空の下」連絡先宛に行います。
 - ・申込みは最終的に申込用紙を提出していただきます。
 - ・貸出状況を確認の上、貸出予約を行い、借受人にメールまたは電話で連絡します。
- (2) 貸出及び返還は保管場所に来ていただくことを原則とします。ただし貸出物品の形状や保管場所等によっては双方の相談により決定します。
- (3) 貸出の際、借受人は貸出簿に必要事項(借受団体名、受領者氏名、日時、連絡先、電話番号等)を記載してください。返還時は返還受領者が日付とサインを記入します。
- (4) 貸出単位及び貸出料金の算定は原則として1日単位ではなく1回単位とします。
但し3日以上以上のイベント等の場合は事前に空の下と借受者双方で相談して決めることにします。
- (5) 借受人は借受の際、借受物品の状態を確認するとともに、返還にあたっては借受時の状態と同じであることを自ら確認してください。
- (6) 万が一、返却時に貸出物品の破損及び欠落等がある場合は借受者の責任において原状復旧することを原則とします。
- (7) その他必要な事項は貸出者と借受者双方が相談して決めることにします。

○ 料金及び支払方法

- (1) 料金はあらかじめ「空の下」が定めた料金とします。
- (2) 支払いは現金または「空の下」指定口座への振込によるものとします。

○その他必要な事項は「空の下」の理事が協議して決めるものとします。

○本規約効力発効日 2020年（令和2年）3月1日以降でホームページ「空のように」に掲載した日

「空の下」連絡先 メール soranoshitakoubou@gmail.com 電話 090-4695-3077

「空の下」指定口座 広島銀行広島市役所支店 普通 口座番号 3053331

口座名 一般社団法人空の下おもてなし工房